

# 府中市立矢崎小学校 P T A 会則

## 第 1 章 名称

第 1 条 この会は府中市立矢崎小学校 P T A と称し、事務所を矢崎小学校内に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

第 2 条 この会は児童の保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、昭和 46 年 6 月 20 日設立する。

第 3 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導し環境をよくする。
2. 学校と地域の PTA 活動を緊密にし、地域一般住民の教育的関心が深まるよう務める。
3. その他、この会の目的を達するために必要と認めた活動をする。

## 第 3 章 方針

第 4 条 この会は教育を基本とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなくまた営利を目的とする行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の運営・教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会員

第 5 条 この会の会員は次のとおりである。

1. 府中市立矢崎小学校（以下本校という。）に在籍する児童の保護者。但し、総会での決議権は一家庭一票とする。
2. 本校の教職員。

## 第 5 章 役員及び監査

第 6 条 この会に左記の役員及び監査をおく。

- |        |                   |
|--------|-------------------|
| 1. 会長  | 1 名（保護者）          |
| 2. 副会長 | 3 名（保護者 2 ・教職員 1） |
| 3. 書記  | 3 名（保護者 2 ・教職員 1） |
| 4. 会計  | 2 名（保護者）          |
| 5. 総務  | 2 名（保護者）          |
| 6. IT  | 2 名（保護者）          |
| 7. 監査役 | 2 名（現職の本部役員以外）    |

第 7 条 役員及び監査の任期は 1 年とする。但し再任については妨げない。役員及び監査に欠員が生じた場合の選出は常任委員会が行う。但し、補充された役員及び監査の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 条 会長・副会長・書記・会計・総務・IT の選出は第 6 章に定める規定によって選出する。但し、教職員の役員は教職員から、監査役は本部経験者から予め選出し、総会の承認を得るものとする。

第9条 会長は会を代表し、会務を統括し、総会及び常任委員会、役員会を招集する。

第10条 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代行する。

第11条 書記は次の職務を行う。

1. 総会及び委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録通信その他の書類を保管する。
3. 会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第12条 会計は次の職務を行う。

1. 総会で決定した予算に基づいていっさいの会計事務を処理する。
2. 総会において会計報告をする。
3. この会の財産を管理する。

第13条 総務は次の職務を行う。

1. 一役活動の管理を行う。
2. 本部全体のフォロー役として活動する。

第14条 ITは次の職務を行う

PTA 会員が利用する IT ツールの運営と管理を行う。

第15条 監査役は年2回の会計の監査をする。

## 第6章 選考委員会

第16条 役員選出に関する事務は選考委員会で行う。

第17条 選考委員は2学年から5学年までの各学級より1名選出する。教職員及び役員若干名が助言者となる。

第18条 選考委員会は総会までに候補者を決定し総会に報告し、承認を得た上で任期を終わる。

## 第7章 会費及び経費

第19条 この会の経費は会費、事業収入及び寄付金を以て支弁する。

第20条 会費の増額ならびに会員からの寄付を求めるときには、総会の承諾を得なければならない。但し、常任委員会が急に必要と認めた寄付は事後の総会の承認を受ける。

第21条 会費は一世帯額2,000円（保険料含）とする。年度途中の入会者については学期ごとに600円とし、それぞれ、その学期分より徴収する。退会者については返戻しないものとする。但し、大きな災害や長期間にわたる感染症等により、通常のPTA活動が困難な場合には、第6条に記載する役員及び監査が協議の上、総会の承認により、相当の金額変更ができるものとする。

第22条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 総会及び委員会

第23条 この会の機関は定期総会・臨時総会・常任委員会・役員会・各種専門部会・専門委員会とする。

第24条 総会はこの会の最高決議機関であり、会長がこれを招集する。但し、総会では議長を選出する。定期総会は年1回行い、前年度の会務会計報告及び新年度の予算の審議承認ならびに役員を選出を行い、その他の必要事項を決議する。また臨時総会は必要に応じて開催する。

- 第25条 総会は会員の3分の1以上（委任状を含む）の出席を以て成立する。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。  
但し、大きな災害や長期間にわたる感染症等により、総会を招集することが困難な場合には、書面等により議決することができるものとする。書面決議を行う場合には、第6条に記載する役員及び監査が協議の上、決定する。
- 第26条 常任委員会は総会に次ぐ決議機関であって、役員及び常任委員を以て組織し2分の1以上（委任状を含む）の出席がなければ成立しない。  
常任委員会の選出については内規に定める。
- 第27条 役員会は役員及び学級部、厚生部、広報部、校外指導部の部長と副部長1名を以て組織し、本会の全体的な運営について協議立案する。また緊急事項の処理にあたる。
- 第28条 この会の事業を遂行するために必要な専門委員会を設けることができる。

## 第9章 専門部

- 第29条 本会の目的を遂行するために次の専門部を置く。各専門部の部員選出方法及び運営は別に定める。
1. 学級部  
学級・学年の運営に協力する。児童間、保護者間の親睦を深める活動の企画立案をし、その活動を行う。
  2. 厚生部  
児童の保健衛生への関心を高めると共に、スポーツサークルの活動促進や社会貢献活動を行う。
  3. 広報部  
広報誌を発行し、会の動向や役員のことを伝え合い、会員の親睦と向上につとめる。
  4. 校外指導部  
児童の校外活動が安全に行われるための指導・活動を行う。

## 第10章 会則

- 第30条 会則は、目的、体制、役職などPTA組織の根幹にかかわる規約については、総会において出席者の過半数の賛成がなければ改正することができない。但し、時代に即した表現や名称への変更、年度毎に変更される可能性がある活動などについての改正は、常任委員の過半数以上の賛成で決定される「細則」をもって定める。  
但し、非常時においては、第25条の規定を準用する。

## 第11章 オンライン化

- 第31条 本会はオンライン化を推進し、必要に応じた人員・環境・機器の整備（ツール、モバイルWi-fiなど）を整えられるものとする。  
オンライン化に伴う個人情報の取り扱いについては、「府中市立矢崎小学校PTA個人情報取扱規則」に則る。

#### 付則

1. 細則は別に定める。
2. この会則は昭和46年6月20日より実施する。
3. 昭和47年5月 2日一部改正  
昭和52年5月 6日一部改正  
昭和63年 一部改正  
平成 3年4月25日一部改正  
平成 6年4月24日一部改正  
平成12年4月21日一部改正  
平成14年4月24日一部改正  
平成16年4月22日一部改正  
平成28年4月21日一部改正  
令和 3年4月23日一部改正  
令和 5年1月20日一部改正  
令和 6年4月26日一部改正

#### 内規（第26条）

常任委員会は各学級と地区より選出する。

学級の常任委員は各学級の学級部、厚生部、広報部より1名の計3名とする。

地区の常任委員会は各地区の校外指導部より選出する。地区ごとの常任委員数は別途定める。

但し、常任委員は役員を兼任しないものとする。

## 府中市立矢崎小学校慶弔規定

第1条 会員及び児童死亡の場合は弔意を表す。火災災害に遭遇した会員ならびに児童の長期病欠等に対して、役員協議の上、対応する。

第2条 本規定に定めなき事項については役員協議の上、決定する。